地下水定点モニタリング調査に係る調査地区及び地点数 (浄化対策状況含む)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査地区名 | 地点数 | 備　考 |
| 南部地区 | 14地点 | 従来からの継続分を含め、平成13年7月より開始（汚染地区として調査）  平成18年2月より、旧柳津町分12地点を追加。  汚染エリア見直しに伴い、平成20年5月より、柳津町分3地点を中止し、新たに鶉地区に3地点追加。  2回目の汚染エリア見直しに伴い、平成27年5月より、12地点中止。  3回目の汚染エリア見直しに伴い、令和2年2月より、13地点を中止し、  新たに茜部地区に5地点、三里地区に1地点追加。また、汚染源観測井2地点を定点モニタリングへ移行し、加納西地区に2地点追加。（場所の変更なし）  4回目の汚染エリア見直しに伴い、鶉地区の2地点を中止。 |
| 汚染源観測井  1地点 | 旧クリーニング事業所跡及びその周辺井3 地点 平成14 年3 月より開始  ※浄化対策 H14.2～H15.3 土壌ガス吸引法＋ｴｱｽﾊﾟｰｼﾞﾝｸﾞ法  3回目の汚染エリア見直しに伴い、周辺3地点のうち、1地点を中止し、2地点をモニタリング調査へ移行。（事業場跡のみとした） |
| 汚染源観測井  3地点 | 旧毛皮製造工場跡 平成15 年8 月より開始  ※浄化対策 H15.8～H16.3 浄化実証試験(環境省)  　　　　H16.5～H16.8 浄化剤(鉄粉)注入による原位置浄化対策 |
| 鶯谷・殿町地区 | 8地点 | 従来からの継続分を含め、平成13年10月より開始（汚染地区として調査）  2回目の汚染エリア見直しに伴い、平成28年5月より、7地点中止。  令和3年8月より、1地点が採水不可となり測定終了。 |
| 汚染源観測井  4地点 | クリーニング事業所内 平成15 年8 月より開始  ※浄化対策 H14.10～H15.3 浄化実証試験(環境省)  H15.4～ 地下水揚水曝気法 |
| 厚見地区 | 4地点 | 従来からの継続分を含め、平成13年12月より開始（汚染地区として調査）  汚染エリア見直しに伴い、平成23年5月より、2地点を中止。  汚染エリア見直しに伴い、令和4年度より、3地点を中止、新たに2地点を追加。 |
| 新粟野地区 | 3地点 | 従来からの継続分を含め、平成14年5月より開始（汚染地区として調査）  再調査に伴い、平成25年5月より、4地点中止。  2回目の汚染エリア見直しに伴い、平成30年6月より、5地点中止し、新たに1地点追加。 |
| 切通地区 | 4地点 | 平成14年11月より開始（汚染地区として調査）  ※H15.7土壌ガス調査、H16.8ボーリング調査 ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの分解が進んでいることから浄化対策は行わず、モニタリングを継続することとした。  2回目の汚染エリア見直しに伴い、平成31年5月より、1地点中止し、新たに1地点を追加。 |
| 上加納地区 | 2地点 | 平成15年2月より開始（要監視地区として調査） |
| 以上6地区 | 計43地点 |  |

注) 土壌ガス吸引法: 土壌中のテトラクロロエチレン等のガスを吸引し、活性炭に吸着する方法。

エアスパージング法: 土壌中に空気を圧送し、汚染物質の気化を促進させる方法。

地下水揚水曝気法: 揚水した地下水を曝気し、気化したガスを活性炭に吸着する方法。

浄化剤(鉄粉)注入による原位置浄化: 鉄粉（還元剤）を土壌中に注入し、原位置で汚染物質を還元・分解する方法。